経済産業省

資料６

電力データ活用の推進について

2024年4月

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたいこと

- 電気事業法第34条及び第37条の３による電力データの提供は、2023年10月の運用開始から対象エリアが段階的に拡大している。
- また、2023年10月に本委員会にて御議論いただき、電気事業法施行規則の改正を行った、電気事業法第23条の規定に基づく、公的な目的のために他の法令に基づいて求められる情報の提供については、

  ① 空家対策への活用は、改正空家法が2023年12月に施行され、運用が開始。

  ② マネーロンダリング対策への活用は、2024年4月にグレーゾーン解消制度に基づく回答が公表され、活用が進展。
- このように電力データを活用する環境が整いつつある状況を踏まえ、昨年度行った電力データ活用に関する取組のうち、特に自治体の防災対策における活用について御報告するとともに、今年度のデータ活用の取組の方向性について御議論いただきたい。

電力データ集約システムにおける、電力データ提供開始予定時期

2024年４月17日時点

北海道電力NW	東北電力NW	東京電力PG	中部電力PG	関西電力送配電	北陸電力送配電	中国電力NW	四国電力送配電	九州電力送配電	沖縄電力
2024年10月頃	開始済み	開始済み	開始済み	開始済み	開始済み	開始済み	開始済み	開始済み	2024年11月頃

自治体による電力データ集約システムの利用状況

システム利用手続き完了	10自治体
データ提供実績あり	２自治体（石川県、千葉市）

電気事業法第３４条に基づく電力データ活用の実証

- 令和５年度予算事業による電力データ活用実証として、**千葉市にて2024年2月6日に電力データを活用した防災訓練を実施。**
- 防災訓練の主な実施内容は以下の通り。

① 通電情報を用いて、避難所等の重要施設での運営/通電状況を確認。
② 統計情報を用いて、停電エリアおよび停電率を可視化。
③ 通電情報から個の在不在情報を推測し、要支援者の避難支援等を実施。

- 今回の防災訓練を経て、自治体の保有する情報と組み合わせることにより、**従来より詳細にエリアのリスクを把握できるようになり、電力データが防災業務において有用に活用できることが確認された。**

①避難所等の重要施設の運営/通電状況

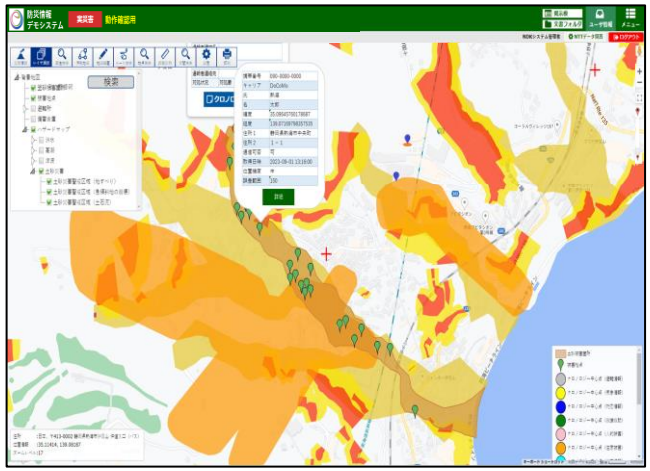

②停電エリアおよび停電率

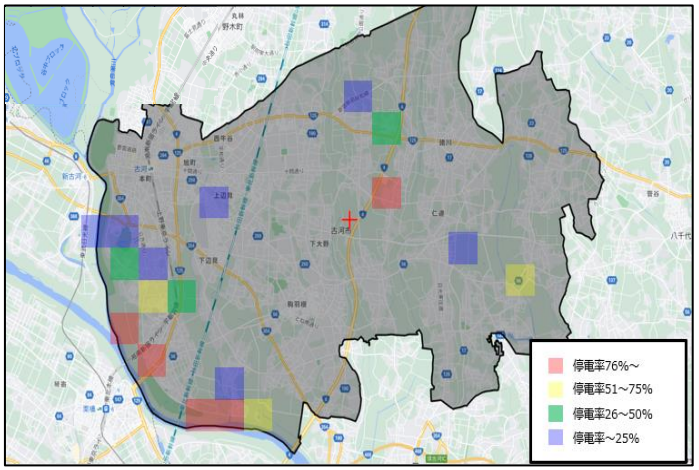

③通電情報による在不在推定

※電力データ集約システムから抽出したデータを、自治体側の防災システムで加工し、可視化したもの

自治体向け電力データ利活用マニュアルについて

- 電力データ活用実証の成果も活用し、自治体防災業務における電力データの活用を推進するため、**<u>電力データ利活用マニュアルを整備し経済産業省HPにて公表。</u>**
- 利活用マニュアルに記載の主な事項は以下のとおり
  1．電力データ集約システムから電力データを取得する方法の紹介
  2．電力データ活用ユースケース紹介
  3．電力データを活用した防災訓練等の事例紹介

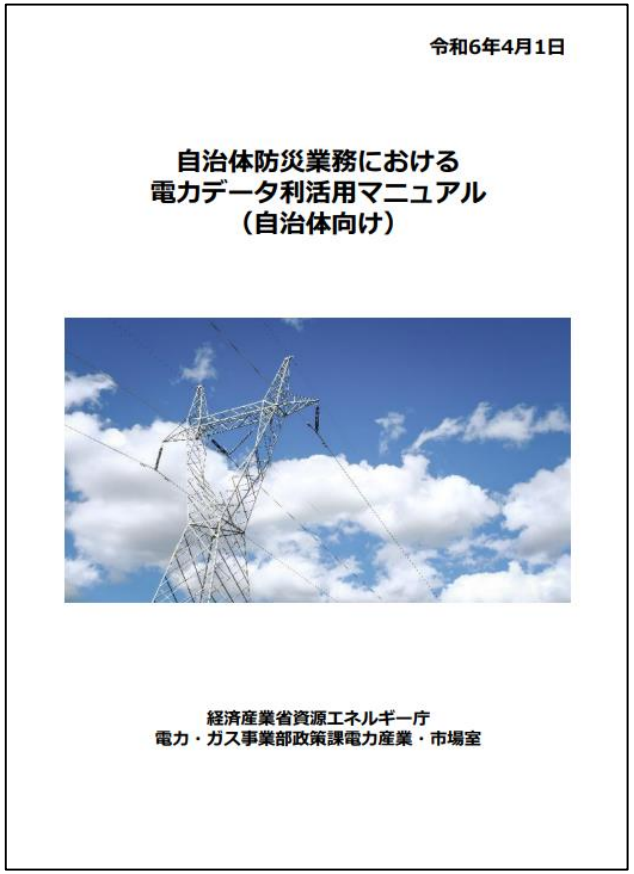

令和6年4月1日

自治体防災業務における
電力データ利活用マニュアル
（自治体向け）

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室

目次

1.電力データの利活用
- 1.1 電力データ活用の背景と取組
- 1.2 電力データ集約システムによる情報提供

2. 電力データ集約システムから電力データを取得する方法
- 2.1 災害による停電発生時等に電力データを使用するために
- 2.2 電力データ集約システム利用申請
- 2.3 電力データ提供を求める要請
  - 2.3.1 電力データの提供を求める要請(災害発生時)
  - 2.3.2 電力データの提供を求める要請(防災訓練時)
- 2.4 電力データの取得方法

3. 自治体の防災業務における電力データ活用ユースケース
- 3.1 API連携による電力データ活用ユースケース
  - 3.1.1 UC① 重要施設（避難所・病院等）の運営支援
  - 3.1.2 UC② エリア別停電状況の確認
  - 3.1.3 UC③ 救助支援や被災者特定支援
  - 3.1.4 UC④ 避難行動要支援者の避難支援
- 3.2 LG-WAN経由による電力データ活用ユースケース

4. 電力データを活用した防災訓練の事例紹介
- 4.1 武雄市における電力データを活用したユースケース
- 4.2 千葉市における電力データを活用した防災訓練　等

令和6年度の電力データ活用の推進に関する取組について

- 令和６年度は、能登半島地震の被災自治体と連携し、昨年度の実証で行った防災対策のみにとどまらず、被災者支援等の自治体業務における電力データの活用に関して実証を行う。
- 今回の実証では、主に電気事業法第34条に基づくデータの提供を中心に取り組むが、内容に応じて電気事業法第23条や第37条の３の規定等による電力データの活用の可能性も整理する。
- 特に、第37条の3の規定に基づき個人の同意を得て実施する電力データの活用については、昨年10月から活用体制が整備されており、本実証における取組（被災者支援）に限らず、具体的な活用事例の創出を目指す。

令和６年度の進め方のイメージ

被災者支援に関する自治体業務における電力データ活用実証

救出救助活動支援における活用実証

避難生活者支援における活用実証

復旧・復興支援における活用実証

等

電気事業法第34条に基づくデータ提供を中心に課題抽出

制度対応等の検討

特に、第37条の3に基づくデータの活用事例の創出を目指す

（参考）電気事業法第３４条及び第３７条の３

（情報の提供の求め等）

第三十四条　経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供することを求めることができる。

（電気使用者情報の提供の禁止の例外）

第三十七条の三　第二十三条第一項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者は、認定電気使用者情報利用者等協会（次条の規定による認定を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、同項第一号の電気の使用者に関する情報（同号の経済産業省令で定めるものを除く。以下「電気使用者情報」という。）を提供することができる。

（参考）電気事業法第２３条、電気事業法施行規則第３３条の６の２

電気事業法
（一般送配電事業者の禁止行為等）
第二十三条　一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た**他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務及び**再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する**再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。**

電気事業法施行規則
（適正な競争関係を阻害するおそれがない情報）
第三十三条の六の二　法第二十三条第一項第一号の**電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情報**は、次に掲げるものとする。
一　統計情報
二　匿名加工情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第六項に規定する匿名加工情報をいう。第四十五条の二の十七第二号において同じ。）
三　一般送配電事業者が電力量調整供給を行う発電等用電気工作物の供給電力量に関する情報（当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者の同意を得て公表するために利用し、又は提供するものに限る。）
四　前三号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第十条第三項の規定に基づき市町村長から一般送配電事業者に対して提供を求められた情報又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十一条の規定に基づき特定事業者が取引時確認等を的確に行うための措置を講ずるための情報であって、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがなく、かつ必要最小限のもの